

日付 February 20, 2005
氏名 Taro Yamada
住所 1-14-14-604 Taishido
住所
市区郡、都道府県、郵便番号 Setagaya TOKYO 154-0004
国名 JAPAN

印刷されている自分の住所・氏名を確認し
必要があれば、修正してください。

(免状申請者)
免状申請者 殿

リチャード バンドラー (Licensor: 免状発行者) は、本人名義若しくは The Society of Neuro-Linguistic Programming™ (“Society”) 名義にて、NLP™ に関連する技術を取得した者に対してライセンスを発行し、その証明をする権限を有します。貴殿は、Licensor (免状発行者) 若しくは正規の代理人より NLP™ の研修及び検定試験を受ける事を申請しました。ここに添付されています License Agreement (ライセンス契約書) で明らかにされている相互契約に鑑み、Licensor (免状発行者) は、Licensee (免状申請者) に対して本文に添付されています License Agreement (ライセンス契約書) に於ける諸条件に基づき、Licensed Master Practitioner of NLP™ (正規 NLP マスター プラクティショナー) として認定且つ免状を発行するものとします。【但し、免状申請者が研修を完了し、その技能を有することを試験にて証明し、所定の証書発行手数料を Licensor (ライセンス発行者) に払い込む事が条件】。

つきましては、貴殿が License Agreement (ライセンス契約書) に同意する旨を示す意味で、本書簡 2 部及び License Agreement (ライセンス契約書) に署名し、日付を記入した上で提出して下さい。貴殿より提出される License Agreement (ライセンス契約書) が受理され、研修が完了して必要とされる技能が試験により証明され、証書発行手数料が Licensor (免状発行者) に受理された時点で、Richard Bandler 氏本人若しくは代理人により署名された License Agreement (ライセンス契約書) 及び Richard Bandler が署名した証書が貴殿に返送されます。以上、ご確認ください。

上記事項を熟読し同意致しました。

Taro Yamada

Richard Bandler and
THE SOCIETY OF NEURO-LINGUISTIC
PROGRAMMING™ 代理人署名

免状申請者 署名

サインは、日本語でも英語でも
構いません。

ライセンス契約書 **(License Agreement)**

1. 免状発行者、及び 免状取得者について

Richard Bandler 氏【以降 Licensor(免状発行者)と称する】は、知的財産である NLP™ / Neuro-Linguistic Programming™ (以降 NLP™ と称する)、The Society of Neuro-Linguistic Programming™及び Design Human Engineering™ (以降 DHE™と称する) の権利、所有権及び権益を全て、各々について所有するものとする。Licensee (免状取得者) は、Licensor (免状発行者) から直接又は Licensor (免状発行者) により正規にトレーナーとして研修を受けた者から NLP™又は DHE™の研修を受けた者とする。

2. 有効期間

本契約書の有効期間は本免状が署名され、Licensor (免状発行者) により受理された日より起算して2年間とし、下記条項5により更新されるものとする。

3. 証明書の発行

3.1 Licensee (免状申請者) は、Licensor (免状発行者) が所有する、The Society of Neuro-Linguistic Programming™及び DHE™、通称 NLP™の知的財産所有権、権利及び権益を認識し、その所有権、権利及び権益について論争しないことを誓約・保証する。

3.2 Licensor (免状発行者) は、Licensee (免状申請者) が、定期的に再検討をされる事を条件に (再検討の内容については、以下に述べる)、Licensee (免状申請者) が Licensed Practitioner of NLP™ (正規プラクティショナーNLP™) としての研修を受け、必須条件のレベルを満たしている事をここに証明し、Licensee (免状申請者) に対して、前述の内容を反映した免状を発行する。

3.3 Licensor (免状発行者) は、Licensee (免状申請者) が、証書を取得するに相応しい技能を習得し、実践できる事を見極める為に必要な試験を行い、Licensor (免状発行者) が納得出来る結果を満たせない者に対しては証書の発行を拒否する権限を有するものとする。

3.4 契約期間中、Licensee (免状申請者) は、正規の Licensed Practitioner of NLP™ と (正規プラクティショナーNLP™) 称する資格を Licensor (免状発行者) より授与されるものとする。

4. Licensee(免除申請者)が、利益を目的として、部外者に対する NLP™ 研修の実施及び

NLP™ 技能の証明を行わない事についての誓約

本ライセンス契約の条件として、Licensee (免状申請者) は、利益を目的に部外者を研修したり、研修の補助をしたりしない事、又 Licensee (免状申請者) は部外者に対して NLP™ 又は DHE™ に関連した如何なる技能に於いてもその証明をしたり、証明の補助をしない事を誓約する。

5. 更 新

期間の満期時において、Licensee(免状申請者)は更に 2 年間の延長を申請する事が出来る。但し、その条件として、Licensee (免状申請者) が本ライセンス契約の条件を遵守し、Licensor (免状発行者) による研修を継続的に受け、NLP™ での技術を継続的に実施していることが挙げられる。本ライセンス契約が満期になり、且つ更新がなされない場合、Licensee (免状申請者) は、Licensor (免状発行者) により証明された NLP™ の技能を有する者としての権利の全てを失うものとする。但し、本ライセンス契約が満期を迎えた以降であっても、本契約に述べられた Licensee (免状申請者) の責務・条項等の全ては有効であるものとする。

6. 商標

- 6.1 Licensor (免状発行者) は、期間中、Licensee (免状申請者) が本ライセンス契約で認められた証書を有することを示す目的で、”The Society of Neuro-Linguistic Programming™” のマーク (以降商標と称する) を非独占的に使用する権利を与えるものとする。Licensor (免状発行者) は、世界のあらゆる国において、その商標を使用できる権利を、発行者自身、子会社、関連会社及びその他の Licensee (免状申請者) に限るものとする。
- 6.2 Licensee (免状申請者) は、商標の法的効力、及び Licensor (免状発行者) が全世界において商標の絶対な所有権を有していることを認識し、又、Licensee (免状申請者) は本ライセンス契約に於 Licensee (免状申請者) に対して明確に認められた権限及び権益を超えて、商標及びそれに付随する営業権に対して何ら権限若しくは権益が無い事を誓約・保証する。
- 6.3 本ライセンス契約に於いて許可された非独占ライセンスは、個人のもので、譲渡できないものであり、Licensee (免状申請者) は、本ライセンスを転発行、譲渡したり、又は本契約で認められた権利・権益のいずれをも妨げたり、或いは処分することは出来ないものとする。

7. Society of NLP™ の高潔さと権威の維持

Licensee (免状申請者) は、Licensor (免状発行者) 及び The Society of Neuro-Linguistic Programming™ の高潔さを損なわないよう努力し、その権威を尊重することに同意する。

8. 満 期

- 8.1 Licensee（免状申請者）が本ライセンス契約に於ける条件の具体的な違反の修復を怠った場合、Licensee（免状申請者）に対して書面にて具体的な違反が発生した旨を通知した後、10日間以内に、Licensor（免状発行者）の権利を何ら侵害する事なく、Licensor（免状発行者）はライセンス契約に於ける Licensee（免状申請者）の権利を終結させることができる。
- 8.2 本ライセンス契約が終結、又は満期となった場合、Licensee（免状申請者）は直ちに商標の使用を止め、その権利の全てを失う。それ以降、Licensee（免状申請者）は商標に類似するマーク、又は名称を使用しないものとし、Licensor（免状発行者）及び The Society of Neuro-Linguistic Programming™ によって認定を受け、提携している旨公表することは出来ない。
- 8.3 Licensor（免状発行者）に対する Licensee（免状申請者）の債務については、契約終結後も継続するものとする。
- 8.4 本ライセンス契約に於ける Licensee（免状申請者）の権利終結のいかんを問わず、改善策として、契約終結以外にもあらゆる方法を Licensor（免状発行者）は選択することが出来るものとする。

9. その他

- 9.1 本契約書に記載された条件により、Licensor（免状発行者）とのパートナーシップ、合併、労使関係又は代理店関係が生じることは無く、The Society of Neuro-Linguistic Programming™ が、本契約書に記載された内容によって、Licensee（免状申請者）に対し、金銭的権益又はその他如何なる権利を提供することはないものとする。また、Licensor（免状発行者）に代わって発言若しくは行動する権限もこの書面にて与えられえることは無いものとする。
- 9.2 本契約書に於ける条項若しくは条件の何れかが無効又は施行不可と認められた場合、残りの条件を分離した上で、施行することを可能とする。
- 9.3 本契約書に於ける条項に当事者双方の合意内容全てが記載されているものとする。双方の同意があれば修正は可能であるが、修正についての確認は書面にて行われ、本契約書の補足事項として当事者双方による署名される事を条件とする。
- 9.4 本契約書にはカリフォルニア州の州法が適用されるが、ヨーロッパ経済共同体（E E C）に属する国の国民に対して無効で施行できないとみなされた場合は、また、そのE E Cに属する国の法律を適用しない場合においては、本契約にはイギリスの法律が適用されるものとする。

- 9.5 本契約上の或いはこれに関連する論争、主張、問題点、議論の裁定について、Licensee（免状申請者）はその裁判地として、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ郡の高等裁判所をその唯一の裁判所として承認するものとし、又ヨーロッパ共同社会（E E C）に属する国の国民である Licensee（免状申請者）に対して本契約が施行できないと確定され、また、その裁判権が E E C 内の裁判所に付与されていない限り、Licensee（免状申請者）に対して管轄権を持つイギリスの裁判所をその裁判地とする。
- 9.6 Licensor（免状発行者）による本契約条項における権利又は権限の不履行若しくは履行遅延は、条項の放棄とはみなされず、更に本契約に於けるその他如何なる権限も制限するものではない。
- 9.7 Licensee（免状申請者）が本契約事項に於ける義務及び内容の違反を犯した場合に生じる Licensor（免状発行者）による弁護士の手配、及び弁護士が行う業務に掛かる経費【Licensee（免状申請者）による契約違反で、その解決の為に弁護士が Licensor（免状発行者）に法的相談を施すことを含める】については、訴訟のいかんを問わず Licensee（免状申請者）が Licensor（免状発行者）に対して弁護士が請求する実費を支払うものとする。訴訟に発展した場合、Licensor（免状発行者）は、訴訟に掛かる弁護士の手数料実費、及び訴訟経費などの実費を負担されるものとする。
- 9.8 Licensee（免状申請者）は、本ライセンス契約に於ける如何なる条件をも具体的に違反した場合、それが Licensor（免状発行者）に対して金銭的には解決できない回復不能の損害につながることを認識することとし、Licensor（免状発行者）は、妥当な救済措置を受ける権利を有するものとする。【本契約に於いて、又法律により Licensor（免状発行者）が有するその他全ての改善策に加え、法廷による強制命令をも含める。】
- 9.9 いずれかの当事者が、一時的に当契約に於ける条項若しくは権利、改善策等は無効とした場合であっても、その措置については一時的なもので、将来にわたって、その様な条項、権利若しくは改善策等を棄権したものとはみなされないものとする。
- 9.10 Licensee（免状申請者）は、NLP™ の事業に関連する各広告のコピーを広告が発行若しくは配布される時点で、Licensor（免状発行者）に提出するものとする。

10. 権利の放棄

Licensor（免状発行者）は、特定の目的のために Licensee（免状申請者）に対して、何ら根拠を提出する事無く、ここに認められた権利を否認し、また提供できるものとする。Licensor（免状発行者）は、Licensee（免状申請者）が NLP™ の使用若しくは使用した結果に関して、何ら保証をすることも、またその代表として役割を果たすこともしないものとする。

11. Licensee（免状申請者）に対する支払いについての制限及び

Licensor(免状発行者)の Licensee(免状申請者)に対する責任

Licensor（免状発行者）は、利益の損失のみならず、本契約に於ける直接的、間接的、付帯的又は重大な損害に対して一切の責任を負わないものとし、如何なる場合でも本契約における Licensor（免状発行者）の責任は Licensor（免状発行者）に対して支払われた金額を超えないものとする。

Licensee（免状申請者）：私は本契約書に於ける内容全てを熟読し、それに同意します。

Licensee（免状申請者）署名：

Taro Yamada

日付

February 20, 2005

（サインした日付）

Licensor（免状発行者）署名：_____

Richard Bundler

The Society of Neuro-Linguistic Programming™

又は認定代理人